

## 野々市小学校施設整備事業 仮契約書（案）

野々市町（以下「甲」という。）と【 】（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、本契約書の条件のほか、野々市町財務規則（昭和59年野々市町規則第1号）及び別添野々市小学校施設整備事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところにより、公正な事業契約を締結するものとする。

### （総則）

第1条 甲乙双方は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （契約の要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）事業名 野々市小学校施設整備事業
- （2）事業場所 石川県石川郡野々市町本町5丁目1番地の1他  
（野々市小学校敷地内）  
石川県石川郡野々市町本町5丁目295番地  
（既存プール敷地）
- （3）事業期間 契約締結日から平成38年3月31日まで  
（引渡し予定日 平成23年1月31日）  
ただし、校舎及び屋内運動場については平成22年7月末引渡しを原則とする。
- （4）契約代金額 金【 】円  
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）  
ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更及び物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。
- （5）支払い方法 約款第57条の定めるところによる。
- （6）契約保証金 約款第34条及び第56条に定めるところによる。

### （仮契約の効力）

第3条 この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定により、野々市町議会で議決されたときに本契約になるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々1部を保有する。

平成20年 月 日

(甲) 石川県石川郡野々市町字三納18街区1番  
野々市町長 栗 貴 章

(乙)

**野々市小学校施設整備事業  
事業契約約款**

**( 案 )**

## 目次

第1章	用語の定義	1
第2章	総則	1
第3章	本事業の概要	2
第4章	本施設等の設計	3
第5章	本施設等の建設・工事監理	5
第1節	総則	5
第2節	工期の変更等	7
第3節	本施設等の完成等	8
第4節	損害の発生等	9
第5節	設計及び建設工事等業務の契約保証	9
第6章	本施設等の引渡し等	10
第7章	本施設等の維持管理業務	12
第1節	総則	12
第2節	維持管理業務のモニタリング	14
第3節	業務の変更等	15
第4節	損害の発生等	15
第5節	維持管理業務の契約保証	16
第8章	サービスの対価の支払い	17
第9章	事業者の経営状況の報告等	18
第10章	契約期間及び契約の終了	18
第11章	法令変更	23
第12章	公租公課	24
第13章	不可抗力	24
第14章	関係者協議会	25
第15章	その他	26
別紙 1	用語の定義（第1条関係）	28
別紙 2	モニタリング及びペナルティの考え方（第51条、第59条、第65条関係）	30
別紙 3	建設及び維持管理業務期間中の保険（第33条、第55条関係）	33
別紙 4	サービスの対価の支払い方法（第39条、第57条関係）	34
別紙 5	サービスの対価の改定方法（第58条関係）	38

## 第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 野々市小学校施設整備事業事業契約約款における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1に記載する「用語の定義」において定めるところによる。

## 第2章 総則

(総則)

第2条 発注者である野々市町(以下「甲」という。)及び【 】(以下「乙」という。)は、本約款(事業契約書を含む。以下同じ。)に基づき、入札説明書等、要求水準書等、事業者提案及び設計図書等に従い、日本国の法令を遵守し、本契約(本約款、入札説明書等、要求水準書等、事業者提案及び設計図書等を内容とする事業の契約をいう。以下同じ。)に従い、甲乙相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が公益的施設の整備事業として、公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたり、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲及び乙は、本事業の目的を十分理解し、本事業の実施にあたり、その趣旨を尊重するものとする。

(契約関係書類の適用関係)

第4条 入札説明書等、要求水準書等、事業契約書等及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、事業契約書等、要求水準書等、入札説明書等、事業者提案(以下「契約関係書類」という。)の順に優先して適用されるものとする。

2 契約関係書類の間に疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業者提案及び要求水準書等の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回るときに限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

### 第3章 本事業の概要

#### (本事業の概要・事業範囲)

第5条 本事業は、要求水準書等に示すとおり、本施設等を対象とする設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及びこれらに付随し関連する一切の事業により構成する。

- 2 本施設等は、甲が乙から本契約に定めるところにより引渡しを受けるものとする。
- 3 本事業は、契約関係書類に従い、乙が適正かつ確実に実施するものとし、甲は乙による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置を執るものとする。
- 4 甲は、乙に対し、乙が事業期間にわたり実施する業務に関して、本契約の定めに従い、乙から提供されるサービスの対価を支払うものとする。

#### (本事業の事業方式)

第6条 本施設等は、乙により設計、建設された後、引渡しと同時にその所有権が甲に帰属し、以後、甲が所有する。本施設等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第4項に規定する行政財産として位置付けられる。乙は、本契約に定めるところに従い、維持管理期間にわたり、本施設等の維持管理業務を遂行するものとする。

- 2 本施設等に備え付けの設備、什器・備品等は、甲及び乙の間で別途合意されない限り、甲が所有するものとする。
- 3 乙は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日(部分引渡しがある場合、最終引渡し日)までの期間、建設・工事監理業務の遂行に必要な範囲で、甲が所有する事業用地を無償で使用することができる。また、建設期間中の事業用地の管理は、乙の善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- 4 乙は、維持管理期間中、維持管理業務の遂行に必要な範囲で、甲が所有する事業用地及び本施設等を無償で使用することができる。

#### (事業者の資金調達)

第7条 乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に必要な一切の費用を負担し、本事業を実施するにあたり必要な資金調達をすべて自己の責任において行わなければならない。

#### (事業期間)

第8条 本事業の事業期間等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業期間 事業契約締結日から平成38年3月31日まで
- (2) 設計・建設期間 事業契約締結日から平成23年1月31日まで  
(ただし、校舎及び屋内運動場については平成22年7月末日引渡しを原則とする。)
- (3) 供用開始日 平成23年4月1日

(ただし、校舎及び屋内運動場については平成 22 年 9 月 1 日より供用開始を原則とする。)

(4) 維持管理期間 施設引渡し日から平成 38 年 3 月 31 日まで

(法令等の遵守)

第 9 条 乙は、本事業を実施するにあたり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

#### 第 4 章 本施設等の設計

(本施設等の設計)

第 10 条 乙は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で本施設等を設計しなければならない。

(設計の第三者への委託)

第 11 条 乙は、事前の甲の書面による承諾を得たうえで、本施設等の設計の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 乙は、前項に規定する受託者の使用について、すべての責任を負わなければならない。また、本施設等の設計に係る受託者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(設計に伴う各種調査)

第 12 条 乙は、必要に応じて、契約関係書類に記載された事業場所における測量、地盤調査その他の関係する調査を実施しなければならない。

2 乙は、前項に定める調査を実施する場合には、調査に着手する前に調査計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

3 乙は、事前の甲への書面による通知により、調査業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。この場合において、乙は、受託者の使用についてすべての責任を負うものとする。

4 乙は、調査業務及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。

(設計に係る許認可及び届出)

第 13 条 乙は、本施設等の設計に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

2 甲は、乙からの要請があった場合、乙の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(設計に対する本町によるモニタリング)

第14条 乙は、本施設等の設計の進捗状況に関して、定期的に甲に対して報告を行うものとする。

2 甲は、本施設等の適正かつ確実な整備を確保するため、随時、設計図書等を閲覧する等の確認を行うことができるとともに業務実施状況の報告を求めることができる。

#### (設計の変更)

第15条 甲は、必要があると認める場合、乙に対して設計変更を要求することができるものとする。乙は、当該設計変更請求を受領した場合は、速やかにその内容を検討し、甲に対し検討結果を通知しなければならない。乙は、甲からの設計変更請求の内容に疑義がある場合には、甲に対して協議を申し入れることができるものとする。

2 乙は、甲が提示した要求水準書等の内容の変更を伴う設計変更は行うことができないものとする。ただし、特に合理的な理由があり、かつ、事前の甲の書面による承諾がある場合は、この限りでない。

3 前2項の場合の設計変更の費用及び変更による追加的費用は、当該設計変更が、甲が提供した情報若しくは資料の誤り又は甲の提示条件若しくは指示の不備若しくは変更による場合等、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。ただし、当該設計変更が不可抗力や法令変更に基づく場合は、甲が負担する。

4 設計変更により本施設等の設計及び建設・工事監理業務に係る費用が減少する場合には、甲及び乙は、協議により合理的な範囲内で当該費用の減少分をサービスの対価から減額するものとする。

5 甲が第1項に基づき設計変更を要求したこと又は第2項の書面による承諾をしたことの内いずれかを理由としても、乙の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、甲が、設計及び建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

#### (設計図書等についての責任)

第16条 乙は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等の瑕疵等により生じた前条に規定する以外の増加費用及び損害賠償責任を負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力又は法令変更による場合は、甲の負担とする。

2 前条及び前項により甲が負担すべき増加費用等の支払い時期及び支払い方法は、当該費用等の金額の確定後に予算措置等必要な手続きを経ることを前提として、甲及び乙の協議により決定するものとする。

#### (設計の完了)

第17条 乙は、本施設等の設計の完了後、速やかに設計図書等を甲に提出しなければならない。また、甲は、必要があると認める場合、乙に説明を求めることができる。



- 2 甲は、前項に基づき提出された設計図書等について、契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めるときは、速やかに乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受領した場合、自己の費用で速やかに当該不一致又は矛盾を是正するための措置を執り、甲の確認を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由、法令変更及び不可抗力に起因する場合は、甲の負担とする。また、乙は、前項の通知の内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができる。
- 4 甲が第1項に基づき設計図書等を受領したこと、第2項の通知をしないこと又は前項の確認をしたことのいずれを理由としても、乙の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、甲が、設計及び建設・工事監理業務について、責任を負担するものではない。

## 第5章 本施設等の建設・工事監理

### 第1節 総則

(本施設等の建設・工事監理)

- 第18条 乙は、契約関係書類及び設計図書等に従い、既存施設の解体・撤去、本施設等の建設工事、什器・備品等の整備及びこれらの工事監理並びにその他一切の関連業務(以下「建設工事等」という。)を行わなければならない。
- 2 施工方法その他本施設等の完成のために必要な一切の手段は、乙が、自己の責任で決定するものとする。
  - 3 乙は、甲から本施設等の建設工事等に係る建設着手の許可通知を受けた後、遅滞なく本施設等の建設工事等に着手しなければならない。

(建設の第三者への発注)

- 第19条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本施設等の建設工事等の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。更に下請負人を使用する場合にあっては、甲に対し当該下請負人の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により建設工事等を請け負った乙以外の事業者(以下「請負人」という。)又は下請負人の使用について、すべての責任を負わなければならない。請負人又は下請負人の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(工事監理者)

- 第20条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本施設等の工事監理業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。また、適切な工事監理者を設置し、要求水準書等に従って工事監理計画書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、工事監理者に契約関係書類及び設計図書等に基づく適切な工事監理を行わせなければならない。

- 3 甲は、工事監理者に対し、随時本施設等の建設についての報告を要求することができる。甲が当該報告を要求したときは、乙は、工事監理者に、甲に対する施工の事前説明及び事後報告並びに現場での施工状況の確認等を行わせるものとする。
- 4 乙は、工事監理者が作成した月報及び工事監理報告書を翌月5営業日目までに、乙に対して提出させなければならない。
- 5 乙は、前項により提出された月報及び工事監理報告書をその2営業日後までに甲に対して提出しなければならない。ただし、当該日が、野々市町の休日を定める条例（平成2年野々市町条例第23号）に規定する休日の場合には、その翌日とする。

（建設に伴う各種調査）

- 第21条 乙は、自己の費用負担により本施設等の建設のために必要となる各種調査を実施したうえで建設工事等を実施しなければならない。
- 2 乙は、本施設等の建設工事等に伴う各種調査を行う場合、甲に事前に連絡したうえで行わなければならない。
  - 3 乙は、第1項に基づき乙が実施した各種調査について、責任を負担しなければならない。

（施工計画書）

- 第22条 乙は、施工計画書を本施設等の建設工事等の着手前で、甲及び乙との協議により定める日までに甲に提出しなければならない。乙は、必要がある場合には、甲と協議のうえ、施工計画書の内容を変更することができ、この場合においては、変更後の施工計画書を速やかに甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、工事工程表を作成し、甲及び乙との協議により定める日までに甲に提出しなければならない。乙は、必要がある場合は、甲と協議のうえ、工事工程表の内容を変更することができ、この場合においては、変更後の当該工事工程表を速やかに甲に提出しなければならない。
  - 3 甲は、前2項に基づき乙が甲に提出した書類が、契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めた場合、速やかに乙に通知するものとする。
  - 4 乙は、前項の通知を受領した場合、速やかに当該不一致又は矛盾を是正するために、当該書類を訂正する等の措置を執り、甲の承認を得なければならない。乙は、前項の通知の内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができる。
  - 5 甲が第1項及び第2項に基づき施工計画書及び工事工程表を受領したこと、第3項の通知をしないこと又は前項の確認をしたことのいずれを理由としても、乙の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、甲が、設計及び建設工事等について、責任を負担するものではない。
  - 6 乙は、工期中毎月末までに、翌月分に係る月間工事工程表を甲に提出しなければならない。

（建設に係る許認可及び届出）

第23条 乙は、本施設等の建設工事等に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。

2 甲は、乙からの要請があった場合、乙の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

3 乙は、甲が行わなければならない許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(建設工事等に伴う近隣対応)

第24条 乙は、自己の責任及び費用で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事等が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応を実施し、甲に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。

2 甲は、乙からの要請がある場合、乙による近隣対応に対し必要な協力を行うものとする。

(建設工事等に対する本町によるモニタリング)

第25条 甲は、乙が設計図書等に従い本施設等の建設工事等を実施していることを確認するために、乙及び請負人に対し説明を求めることができ、かつ、建設工事等の現場において、その進捗状況を立会のうえ確認することができるものとする。

2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲に対して最大限の協力をし、請負人をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。

3 前2項に規定する説明等の結果、乙による建設工事等が、設計図書等及び契約関係書類を満たしていないものと認められる場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができるものとする。乙は、その要求について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができるものとする。

4 甲は、前3項に規定する立会い又は確認等の実施を理由としては、本施設等の建設工事等の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

## 第2節 工期の変更等

(工期の変更)

第26条 甲が乙に対して工期の変更を請求した場合、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

2 乙が、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により、甲に対して工期の変更を請求した場合、甲は、原則として、工期の変更を承認し、甲及び乙は、協議により変更内容を決定するものとする。

(工期の変更による費用負担)

第27条 甲は、甲の責めに帰すべき事由、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工期が変更され、本施設等の引渡し日が引渡し予定日より遅延した場合、当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い乙が負担した合理的な増加費用に相当する金額及び当該額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額の合計額を乙に支払うものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により工期が変更され、本施設等の引渡し日が引渡し予定日より遅延した場合、乙は、当該工期の変更又は引渡し日の遅延に伴い甲に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を甲に支払うものとする。

(工事の一時中止)

第28条 甲は、必要があると認める場合、乙に対し本施設等の建設工事等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。甲は、乙の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合を除き、建設工事等の一時中止に伴い乙に生じた増加費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を合理的な範囲で負担するものとする。

### 第3節 本施設等の完成等

(本施設等の事業者による自主完成検査)

第29条 乙は、要求水準書等に従って自主完成検査を実施しなければならない。

2 乙は、前項の自主完成検査の日程及び内容をその実施の7日前までに甲に対して通知しなければならない。また、甲は、この自主完成検査に立ち会うことができるものとする。

3 乙は、甲の立会いの有無にかかわらず、甲に対してこの自主完成検査の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

4 部分引渡しが生じる場合には、第1項の規定に基づき、引渡しの対象施設毎に自主完成検査を実施しなければならない。

(本町による本施設等の完成検査)

第30条 甲は、本施設等の引渡しに先立ち、前条に規定する乙による自主完成検査の結果報告を受けた日から14日以内に、次の方法により完成検査を実施するものとする。

(1) 甲は、要求水準書等に従い、乙、請負人及び工事監理者の立会いのもとで実施するものとする。

(2) 設計図書等との照合により実施するものとする。

(3) 各種建築設備、機器、器具、什器・備品等の試運転等は、甲の実施する完成検査の前に乙が実施し、その報告書を甲に提出するものとする。

- (4) 乙は、各種建築設備、機器、器具、什器・備品等の取扱いに関し、取扱説明書をもって、甲に対し説明を行うものとする。
- 2 乙が前項の完成検査に合格しない場合、甲は、乙に対し是正等の適切な措置を求めることができるものとする。乙は、その内容について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 3 部分引渡しが生じる場合には、第1項の規定に基づき、引渡しの対象施設毎に完成検査を実施するものとする。

(本町による本施設等の完成検査合格通知)

- 第31条 乙は、前条の完成検査に合格したときは、完成図書を速やかに甲に提出しなければならない。
- 2 乙が前条の完成検査に合格したときには、甲は乙に対し完成検査合格通知書を交付しなければならない。
- 3 乙は、甲からの完成検査合格通知書の交付がなければ本施設等の引渡しができないものとする。
- 4 部分引渡しが生じる場合には、引渡しの対象施設毎に前3項の規定に従うものとする。
- 5 甲は、乙から交付された完成図書を本施設等の修繕等のために使用し、かつ、必要な改変を加えることができるものとする。

#### 第4節 損害の発生等

(建設工事中に第三者に及ぼした損害)

- 第32条 乙が本施設等の建設工事等に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに甲へ報告し、当該損害のうち、乙の責めに帰すべき事由によるものは、乙が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

(建設期間中の保険)

- 第33条 乙は、本施設等の工期中、別紙3に記載する「建設及び維持管理期間中の保険」のうち、建設期間中の保険に加入しなければならない。ただし、乙が請負人を使用する場合は、乙が同保険に加入する、もしくは当該請負人を同保険に加入させなければならない。

#### 第5節 設計及び建設工事等業務の契約保証

(設計及び建設工事等業務の契約保証金)

- 第34条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。また、第3号から第5号の場合にあっては、乙が別途定める保証又は履行保証

保険契約を締結した後若しくは請負人をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。ただし、野々市町財務規則（昭和59年野々市町規則第1号）第133条の額面規定によるものとする。
  - (3) 本施設等の建設に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証。ただし、甲以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する甲の乙に対する違約金支払請求権を被担保権として、甲を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、乙が負担しなければならない。
  - (4) 本施設等の建設に係る債務の履行を保証する保証事業会社の保証
  - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結。ただし、甲以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する甲の乙に対する違約金支払請求権を被担保権として、甲を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額は、別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」の「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 契約金額の変更があった場合には、第1項に規定する保証の額が変更後の別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」の「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1に達するまで、甲は、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、乙は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は乙が負担するものとする。
- 5 契約保証金は、本施設等の設計及び建設工事等の履行後、本施設等の引渡し日（部分引渡しがある場合、最終引渡し日）以降に還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

## 第6章 本施設等の引渡し等

（本施設等の引渡し）

第35条 乙は、甲からの完成検査合格通知書を受領した場合、速やかに本施設等を甲に引き渡さなければならない。

- 2 前項による引渡しにより、乙が原始取得していた本施設等の所有権を甲が取得するものとし、引渡しは乙による本施設等の完成から6箇月以内に乙未使用にて行われるものとする。
- 3 部分引渡しが生じる場合には、引渡しの対象施設毎に前2項の規定に従うものとする。

(本施設等の引渡しの方法)

- 第36条 乙は、甲に対し、本施設等に一切の制限物権が設定されていない状態で、所有権保存登記手続に必要な書類の交付その他一切の必要な手続を執らなければならない。
- 2 乙は、甲への本施設等の引渡しに際して生じる一切の費用を負担しなければならない。

(本施設等の引渡しの期日の変更)

- 第37条 甲は、甲の責めに帰すべき事由及び不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により本施設等の引渡しの期日の変更され、実際の引渡し日が引渡し予定日より遅延した場合、当該引渡しの遅延に伴い乙が負担した合理的な増加費用に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を乙に支払うものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により引渡しの期日の変更され、実際の引渡し日が引渡し予定日より遅延した場合、乙は、当該引渡し日の遅延に伴い甲に発生した損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を甲に支払うものとする。

(本施設等の所有権保存登記)

- 第38条 本施設等の所有権は、施設の引渡し日に甲が取得するものとし、所有権保存登記手続は、甲が行うものとする。

(本施設等の引渡しに伴うサービスの対価の支払い)

- 第39条 甲は、本施設等の引渡しを受け、その内容が契約関係書類に適合していることが甲により確認されることを条件として、別紙4に規定するサービスの対価を支払うものとする。

(瑕疵担保責任)

- 第40条 甲は、本施設等に瑕疵があるときは、乙に過失があるか否かにかかわらず、乙に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設等の引渡しの日から、木造の建物等の建設工事の場合には1年以内、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合には2年以内とする。ただし、野々市町建設工事標準請負契約約款(平成9年野々市町告示第15号)第41条に準じ、乙が当該瑕疵を知っていたとき

- 、その瑕疵又は損害が、乙の故意又は重大な過失によって生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 甲は、本施設等が瑕疵により滅失又はき損した場合、前項に定める期間内であって、かつ、当該滅失又はき損を甲が知ったときから1年以内に、第1項の請求をしなければならない。

## 第7章 本施設等の維持管理業務

### 第1節 総則

#### (本施設等の維持管理業務)

- 第41条 乙は、本施設等の施設引渡し後から開始し事業期間終了日に終了する維持管理期間中、契約関係書類及び次項に規定する維持管理業務仕様書に従い、自己の費用及び責任で、本施設等を所定の機能及び性能が正常に発揮される状態に維持し、利用者等が本施設等を安全、快適かつ便利に利用できるサービスの質及び水準を保持することを目的として、本施設等の維持管理業務を行わなければならない。
- 2 乙は、契約関係書類に基づき、甲と協議し、甲の承諾を得たうえで、乙による本施設等の維持管理業務の仕様を定める維持管理業務仕様書を作成しなければならない。乙は、甲と協議し、甲の承諾を得たうえで維持管理業務仕様書の内容を変更することができるものとする。

#### (維持管理業務の第三者への委託)

- 第42条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本施設等の維持管理業務の全部又は一部を第三者に委託してはならないものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを甲に速やかに提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る受託者の使用について、すべての責任を負わなければならない。本施設等の維持管理業務に係る受託者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### (維持管理業務計画書)

- 第43条 乙は、契約関係書類及び維持管理業務仕様書に従い、翌事業年度の乙による本施設等の維持管理業務について、業務実施体制、業務実施工程等の維持管理業務の実施のために必要な事項を記載した維持管理業務計画書を毎年当該事業年度が開始する30日前までに甲に提出し、承諾を得なければならない。



(維持管理業務に係る許認可及び届出)

第44条 乙は、本施設等の維持管理業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

2 甲は、乙の要請があった場合、乙の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

3 乙は、甲の要請があった場合、本施設等の維持管理業務に関する甲の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(事業者による本施設等の維持管理業務実施体制の整備)

第45条 乙は、本施設等の維持管理業務開始予定日までに本施設等の維持管理業務の実施のために必要な一切の準備を完了し、かつ、甲に対しその旨を報告しなければならない。

2 甲は、乙による維持管理業務の準備が完了したことを受けて、業務実施体制を確認し、乙は、その確認に協力するものとする。当該確認の結果、乙により維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に従った業務実施体制が整備されていない場合、甲は、乙に対しその是正を求めることができるものとする。

(本施設等の維持管理業務開始の遅延)

第46条 本施設等の維持管理業務の開始が、業務開始予定日より遅延した場合、甲及び乙は、次の各号により遅延の事由区分に応じて責任を負うものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、乙に対して遅延日数に応じて乙が実際に負担した追加的経費の額から乙が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を支払うものとする。

(2) 乙の責めに帰すべき事由による場合、乙は、甲に対して維持管理期間の初年度のサービスの対価の年額について、遅延日数に応じて、年5.0パーセントの割合による金額を日割り計算した遅延損害金を支払わなければならない。ただし、甲が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されないものがあるときは、その部分について乙に対して損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(3) 不可抗力又は法令変更による場合、甲は、乙に対して遅延日数に応じて、乙が実際に負担した追加的経費の額から乙が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を支払うものとする。

2 甲が乙に対し遅延期間につき支払うべき金額は、前項に規定する金額に限られ、別途サービスの対価の支払いは行わないものとする。ただし、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価は除くものとする。

(維持管理業務に伴う近隣対応)

第47条 乙は、本施設等の維持管理業務に関して必要な近隣対応を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

2 甲は、乙からの要請がある場合、前項に規定する乙による近隣対応に対し必要な協力を行うものとする。

(本施設等の修繕)

第48条 甲は、本施設等の維持管理期間中、乙が提案した事業期間全体の大規模修繕を見据えた長期修繕計画を参考とし、甲の判断及び費用により、必要に応じて、本施設等の修繕又は大規模修繕を行うものとする。

(本施設等の設備更新及び改良等)

第49条 甲は、本施設等の維持管理期間中、乙からの提案に基づき、甲の判断及び費用により、必要に応じて、本施設等の全部又は一部の設備更新及び改良を行うものとする。

## 第2節 維持管理業務のモニタリング

(維持管理業務に係る業務報告書)

第50条 乙は、要求水準書等に従って、本施設等の維持管理期間中、毎月5営業日目までに当該月の前月の業務に係る業務報告書(次項に規定する事故等が発生し、又は苦情、要望等があった場合の顛末書<sup>てんまつ</sup>を含む。以下「通常業務報告書」という。)を甲に提出しなければならない。ただし、当該日が、野々市町の休日を定める条例に規定する休日の場合には、その翌日とする。

2 乙は、維持管理期間中、維持管理業務に関して緊急の対応が必要な事故、事件等のトラブルが発生した場合、又は利用者等からの苦情、要望等があった場合には、速やかに当該事故等の内容、それに対する対応策及び当該事故等に関する状況を記載した随時業務報告書(以下「随時業務報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(維持管理業務に対する本町によるモニタリング)

第51条 甲は、自己の費用で本施設等の維持管理業務の状況を確認し、乙による本施設等の維持管理業務が契約関係書類及び維持管理業務仕様書(以下「要求サービス水準」という。)に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、乙に発生する費用は、乙が負担するものとする。

(1) 定期モニタリング 甲が、月に1回、乙から提出される通常業務報告書を検討するほか、現地巡回、業務監視、乙への説明要求等により業務遂行状況を確認するとともに、通常業務報告書記載事項の事実の確認を行うものとする。

(2) 随時モニタリング 随時業務報告書の検討のほか、前号と同様の内容のモニタリングを必要に応じて随時行うものとする。

2 甲は、第1項に規定するモニタリングの実施の際に、乙に事前に通知することにより、本施設等の維持管理業務の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとする。乙は、甲からのその要求に対し協力するものとする。

- 3 甲は、前項に規定するモニタリングの結果に基づき、乙による業務の実施状況の良否を判断し、この判断結果を通常業務報告書又は随時業務報告書を受領した日から起算して7日以内に乙に通知するものとする。
- 4 第1項に規定するモニタリングの結果、乙による業務の実施状況について、要求サービス水準に適合していないと認められる場合、又は本施設等の全部若しくは一部が本来有すべき機能にて利用できない状況にあると認められる場合には、甲は、乙に対し別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、ペナルティを課すことができるものとする。

### 第3節 業務の変更等

#### (維持管理業務の変更)

- 第52条 甲が乙に対して維持管理業務の内容の変更を請求した場合、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。当該協議が不調に終わった場合、甲が、当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。
- 2 乙が、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により、甲に対して維持管理業務の内容の変更を請求した場合には、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。当該協議が不調に終わった場合、甲が、当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。
  - 3 前2項に規定する維持管理業務内容の変更により維持管理業務に係る費用が増減する場合、甲及び乙は、協議により合理的な範囲内で当該費用の増減分及び当該額に係る消費税等相当額の合計額をサービスの対価から変更することができるものとする。なお、当該協議が不調に終わった場合、甲は、甲の責めに帰すべき事由による業務内容の変更に起因して維持管理業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとし、当該維持管理業務に係る費用が減少するときは、サービスの対価の減額は行わないものとする。
  - 4 前項に規定する甲の責めによる事業内容の変更等及び当該変更に伴う費用の増減については、第75条に規定する関係者協議会で協議し決定するものとする。

#### (維持管理業務の一時中止)

- 第53条 甲は、必要があると認める場合、乙に対し維持管理業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は前項において、必要があると認める場合には、維持管理業務の内容を変更することができるものとする。甲は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理業務の一時中止に伴う増加費用及び乙に生じた損害額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとする。

### 第4節 損害の発生等

(維持管理業務により第三者等に及ぼした損害)

第54条 乙は、本施設等の維持管理業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

(維持管理業務に係る保険)

第55条 乙は、前条に定める損害賠償に係る乙の負担に備えるため、本施設等の維持管理業務期間中、別紙3に記載する「建設及び維持管理期間中の保険」のうち、第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。また、維持管理業務を第三者に委託する場合は、乙が同保険に加入する、もしくはその受託者を当該保険に加入させなければならない。

2 乙は、前項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項に係る保険金請求権について、本事業のために融資を行う銀行又はその他の金融機関(以下「金融機関等」という。)のために、事前の甲の書面による承諾を得たうえで質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

## 第5節 維持管理業務の契約保証

(維持管理業務の契約保証)

第56条 乙は、本施設等の維持管理業務の契約保証として、維持管理業務開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。また、第3号から第5号の場合にあっては、乙が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは維持管理の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。ただし、野々市町財務規則(昭和59年野々市町規則第1号)第133条の額面規定によるものとする。

(3) 本施設等の維持管理業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が确实と認める金融機関の保証

(4) 本施設等の維持管理業務に係る債務の履行を保証する証券に基づく保証

(5) 本施設等の維持管理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を<sup>てんぽ</sup>填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、維持管理業務に係る年間のサービスの対価の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

- 4 契約金額の変更があった場合には、第1項に規定する保証の額が変更後の維持管理業務に係る年間のサービスの対価の10分の1に達するまで、甲は、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、乙は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は乙が負担するものとする。
- 5 契約保証金は、本施設等の事業期間終了後に還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

## 第8章 サービスの対価の支払い

### (サービスの対価の支払い)

- 第57条 甲は、乙が本契約に従い提供するサービスを甲が購入する対価として、別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」に従い、乙に対してサービスの対価を支払うものとする。
- 2 甲によるサービスの対価支払いの対象となるサービス及びその内訳は、別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」に定めるとおりとする。
  - 3 サービスの対価の算定方法及び支払方法は、別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」に定めるとおりとする。

### (サービスの対価の変更)

- 第58条 各事業年度の業務に対するサービスの対価の改定方法は、別紙5に記載する「サービスの対価の改定方法」のとおりとする。

### (サービスの対価の減額)

- 第59条 甲は、乙が提供するサービスが、第51条に規定する本施設等の維持管理業務に対するモニタリングの結果、要求サービス水準に適合しない業務(以下「不適合業務」という。)として認められ、甲から乙に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされなかった場合には、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、維持管理業務に係る該当する業務のサービスの対価を減額することができるものとする。

### (サービスの対価の返還)

- 第60条 甲は、乙から提出された通常業務報告書若しくは甲への支払請求書等に虚偽の記載又はモニタリングに際して乙の行う説明の重要な点において真実との不一致があることが判明した場合には、その不実報告等により本来支払う必要のない該当する業務のサービスの対価のうち、本施設の全部または一部の利用ができない場合又は要求サービス水準未達の場合、その相当額についてサービスの対価の支払いを行わないものとする。乙は、そ

の不実報告等がなければ受領できなかったはずの既に受領した過払いのサービスの対価の相当額及び乙が減額し得たサービス対価の相当額に、不実報告等が行われた日からの日数に応じて、年5.0パーセントの割合による金額を日割り計算した遅延損害金を付して甲に返還しなければならない。

## 第9章 事業者の経営状況の報告等

(事業者の経営状況に係る報告)

第61条 乙は、維持管理期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを甲に提出し、甲に監査報告を行わなければならない。

(事業者の経営状況に対する本町によるモニタリング)

第62条 甲は、前条に基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、乙に対し財務状況の改善を勧告できるものとする。その勧告がなされた場合、乙は速やかに財務状況改善計画書を甲に提出し、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行しなければならない。

## 第10章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第63条 本契約の有効期間は、本契約締結日から平成38年3月31日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である甲又は乙の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

(期間満了時の取扱い)

第64条 乙は、本契約終了にあたり、甲が継続的に維持管理業務を行うことができるように、本施設等の維持管理業務に係る必要事項を甲に説明し、乙が使用した維持管理業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を甲に提供する等、本施設等の維持管理業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。

(本町による本契約の終了)

第65条 本施設等の甲への引渡しの前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに乙の契約上の地位を甲が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 乙が業務開始予定日を経過したにもかかわらず、設計又は建設工事等に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、本施設等の引渡し予定日に本契約に従って本施設等の引渡しが行なわれないとき。ただし、甲及び乙の合意により引渡し予定日に変更された場合は、この限りでない。

(3) 前2号に定めるほか、乙が本契約に違反し、甲が相当な期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。

2 本施設等の甲への引渡しの後に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに乙の契約上の地位を甲が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、本施設等の供用開始予定日までに開校できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 第51条に規定するモニタリングの実施の結果、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に従い、乙の維持管理業務について、不適合業務が認められ、甲が改善勧告をしたにもかかわらず、相当な期間が経過してもその状態が改善されず、かつ、当該不適合な状態により本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理業務が、第51条に規定するモニタリングの実施の結果、要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

3 本施設等の甲への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかが該当する場合、甲は、書面により乙に通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

(1) 本施設等が利用できない等、乙による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。

(2) 乙が、破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続きその他これらに類する法的倒産手続について、乙の取締役会等でその申立てを決議したとき又は乙の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(3) 乙が、支払い不能又は支払い停止となったとき。

(4) 乙が、故意又は過失により、通常業務報告書及び随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(5) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。

(6) 前各号に定める他、乙が本契約に違反し、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

4 本契約が、前3項の規定により終了した場合、甲及び乙は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設等の引渡し前になされた場合

ア 乙は、甲に対し、別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」の「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1の違約金を直ちに支払うものとする。なお、違約金の支払いにより甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 甲は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は乙に自己の費用で本施設等を撤去させる権利のいずれかを行行使するものとする。ただし、買取代金は当該価格の決定後、一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

ウ 乙は、本施設等に設置された乙が所有する機器等について、甲が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去しなければならない。

(2) 当該解除が、本施設等の引渡し後になされた場合

ア 乙は、甲に対し、年間の維持管理業務のサービスの対価の12分の3に相当する金額の違約金を支払うものとする。なお、違約金の支払いにより甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 甲は、設計及び建設工事等業務のサービスの対価に相当する金額のうち、本契約の解除までに発生する割賦利息相当額を含む乙に未払いの金額相当額を支払い、本施設等をそのまま所有する。ただし、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。また、甲は、本契約の解除までに乙が実施した本施設等の維持管理業務のサービスの対価のうち未払いの金額相当額を第57条に定められた方法により支払うものとする。

ウ 乙は、本施設等に設置された乙が所有する機器等について、甲が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去しなければならない。甲による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められる場合、乙は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担するものとする。

(事業者による本契約の終了)

第66条 甲がサービスの対価の支払義務その他の本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、乙は、甲に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 前項の場合、甲及び乙は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設等の引渡し前になされた場合



ア 甲は、出来形部分がある場合において、本施設等の出来形部分を検査のうえ、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で買い取るものとする。買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

イ 甲は、アに規定する買取代金のほか、請負人との契約解除により乙に生じる手数料、違約金、乙が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買取代金によっては<sup>てんほ</sup>填補されない費用その他の損失のうち甲の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により<sup>てんほ</sup>填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を乙と協議のうえ、乙に支払うものとする。当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

ウ 乙は、本施設等に設置された乙が所有する機器等について、甲が買い取るものを除き、速やかに撤去しなければならない。

(2) 当該解除が、本施設等の引渡し後になされた場合

ア 甲は、本施設等の所有権を引き続き保有することを前提として、乙に対し、本施設等の設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、本契約の解除までに発生する割賦利息相当額を含む乙に未払いの金額相当額を支払うものとする。当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

イ 甲は、アに規定する債務のほか、乙の維持管理業務の受託者との契約解除により乙に生じる手数料、違約金、乙が得られていたはずの3年分の逸失利益その他の損失のうち甲の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により<sup>てんほ</sup>填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を乙と協議のうえ、乙に支払うものとする。当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

ウ 乙は、本施設等に設置された乙が所有する機器等について、甲が買い取るものを除き、速やかに撤去しなければならない。

(本町の公益上の事由による契約終了)

第67条 甲は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設等の転用が必要となった場合には、乙に対し180日以上前に書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 本契約が、前項の規定により終了した場合、甲及び乙は、前条第2項に掲げた決定に従って適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第68条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき、又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で、甲及び乙との間の協議が整わないときは、甲は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項に基づき、本契約の全部が終了する場合には、甲及び乙は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設等の引渡し前になされた場合

ア 甲は、本施設等の出来形部分を検査のうえ、保険により<sup>てんぽ</sup>填補されるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額により、本施設等の出来形部分を買取るものとする。買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

イ 甲は、アに規定する買取代金のほか、乙の受託者又は請負人との契約解除により乙に生じる手数料、違約金、当該買取代金によっては<sup>てんぽ</sup>填補されず、かつ、乙に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により<sup>てんぽ</sup>填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、乙と協議のうえ、乙に支払うものとする。当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙との協議により決定するものとする。

ウ 乙は、本施設等に設置された乙が所有する機器等について、甲が買取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去しなければならない。

(2) 当該解除が、本施設等の引渡し後になされた場合

ア 甲は、本施設等を引き続き保有又は所有権を留保することとして、乙に対し本施設等の設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、乙に本契約の解除までに発生する割賦利息相当額を含む未払いの金額相当額を支払うものとする。当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙との協議により決定するものとする。

イ 甲は、アに規定する債務のほか、乙の維持管理業務の受託者との契約解除により乙に生じる手数料、違約金、当該買取代金により<sup>てんぽ</sup>填補されない乙に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にある保険により<sup>てんぽ</sup>填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、乙と協議のうえ、乙に支払うものとする。当該支払いは、当該金額の決定後一括にて

支払うことを原則とするが、甲の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払い条件については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

ウ 乙は、本施設等に設置された乙が所有する機器等について、甲が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去しなければならない。

## 第11章 法令変更

(法令変更に係る通知の付与)

第69条 乙は、次の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

- (1) 法令変更により、契約関係書類又は設計図書等に従って本契約の建設工事等を実施できなくなった場合
- (2) 契約関係書類、維持管理業務仕様書に従って本施設等の維持管理業務ができなくなった場合
- (3) 前2項の実施のために過分の費用を要すると認められる場合

2 甲及び乙は、前項に規定する通知がなされた時点以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に生じる損害を最小限にするよう努力をしなければならない。

(法令変更に係る協議及び追加費用の負担)

第70条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに、調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認したうえで、当該法令変更に対応するために、速やかに本契約、設計図書等の変更及び必要な追加費用の負担について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、新設又は改廃された法令の施行の日から30日以内に本契約の変更及び必要な追加費用等の負担についての合意が成立しない場合には、甲は、その対応方法を決定し、乙に通知し、乙は当該対応方法に従うものとする。

3 前項により甲が決定した対応方法について、追加費用等の負担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該法令変更が本事業に直接関連する租税に係る法令以外の法令変更、消費税等に関する法令変更の場合は、甲が負担する。
- (2) 当該法令変更により、乙の費用負担又は乙に対する課税が軽減されたことにより、乙の税引き後当期利益が増加したものと認められる場合、乙は、その増加額

相当額を甲に支払うものとする。この場合、甲は、当該増加額相当額を甲が支払うべきサービスの対価と相殺することができる。

## 第12章 公租公課

(公租公課の負担)

第71条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とし、甲は、本契約の定めに従いサービスの対価を支払うほか、本契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

## 第13章 不可抗力

(不可抗力に係る通知の付与)

第72条 乙は、次の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

- (1) 不可抗力により、契約関係書類又は設計図書等に従って本契約の建設工事等を実施できなくなった場合
- (2) 契約関係書類又は維持管理業務仕様書に従って本施設等の維持管理業務ができなくなった場合
- (3) 前2項の実施のために過分の費用を要すると認められる場合

2 甲及び乙は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合には、甲又は乙は、相手方に生じる損害を最小限にするよう努力をしなければならない。

(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)

第73条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認したうえで、当該状況に対応するために、速やかに本契約及び設計図書等の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担(以下「対応策等」という。)について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、当該状況が発生した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、甲は、対応策等を決定して乙に通知し、乙は、当該対応策等に従うものとする。

3 前項により甲が決定した対応策等について、追加費用の負担は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設引渡し前においては、当該追加費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により<sup>てんぽ</sup>填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する

「サービスの対価の支払い方法」の「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、乙が負担するものとし、残額を甲の負担とする。

- (2) 施設引渡し後においては、当該追加費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により<sup>てんぽ</sup>填補されなかった費用のうち、別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」の「維持管理業務のサービスの対価」のうち、各事業年度の「工維持管理費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用は、乙が負担するものとし、残額を甲の負担とする。なお、同一事業年度内に数回にわたる負担が必要となった場合には、乙は、維持管理費相当額の100分の1を上限として負担するものとする。前2号にかかわらず、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより当該追加費用が発生した場合及び乙が付保義務のある保険の購入又は維持を怠ったことにより当該追加費用が保険により<sup>てんぽ</sup>填補されない場合は、乙が負担しなければならない。

(不可抗力への対応)

第74条 甲及び乙は協力して、前条第1項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

## 第14章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

第75条 甲及び乙は、本事業に関する協議を行うために、関係者協議会を設置する。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、速やかに、関係者協議会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。
- 3 甲は、必要に応じて関係者協議会を招集するものとする。
- 4 乙は、必要があると判断したときは、甲に対し関係者協議会の招集を請求することができる。

(関係者協議会の構成員)

第76条 関係者協議会は、甲及び乙の代表者各3名程度により構成されるものとする。ただし、甲及び乙は、関係者協議会における協議により、構成員数を変更することができるものとする。

- 2 甲及び乙は、必要に応じて職員、役員、従業員及びその他の者を関係者協議会に出席させることができるものとする。

- 3 甲及び乙が必要と判断した場合には、関係者協議会の構成員は、各自が第三者を関係者協議会に招致し、関係者協議会の意思決定に際して、その第三者の意見を聴取することができるものとする。

## 第15章 その他

### (契約上の地位の譲渡等)

第77条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、乙が金融機関等に対して担保権を設定する場合は、甲は、不合理に書面による承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

### (株主の制限)

第78条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ずに株式の譲渡を承認し、又は、第三者に譲渡してはならない。さらに、乙は甲の事前の書面による承諾を得ずに本契約締結日現在の出資者以外の者に対して新株、新株予約権、新株予約権付社債その他乙の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割り当てを行ってはならず、かつ、乙の新株引受権を出資者以外の者に対して与えてはならない。

### (担保権の設定)

第79条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、乙の所有する建築設備、機器等を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、乙が本事業に関し融資を受けている金融機関等に対して担保権を設定する場合には、甲は、不合理に書面による承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

### (秘密保持)

第80条 甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び乙が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、かつ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲及び乙が認めた場合又は甲若しくは乙が法令等に基づき開示する場合は、この限りでない。

### (準拠法)

第81条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

### (管轄裁判所)

第 8 2 条 本契約に起因する紛争に関する訴訟については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

( 疑義の決定 )

第 8 3 条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを決定するものとする。

## 別紙 1 用語の定義（第1条関係）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「入札説明書等」とは、平成19年12月21日に公表した野々市小学校施設整備事業入札説明書及びその添付資料をいう。
- (2) 「要求水準書等」とは、平成19年12月21日に公表した野々市小学校施設整備事業要求水準書及びその添付資料をいう。
- (3) 「事業者提案」とは、事業者が、本町に提出した提案書及び交渉時に提出された提案図書による提案をいう。
- (4) 「設計図書等」とは、事業者が作成する本施設等の設計に係る一切の書類をいう。
- (5) 「本事業」とは、本町が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した野々市小学校施設整備事業をいう。
- (6) 「事業契約書等」とは、野々市小学校施設整備事業特定事業仮契約書及び事業契約約款並びにその事業契約の締結以降に、本事業に関し、本町及び事業者との間で合意されるものすべてをいう。
- (7) 「本施設等」とは、事業者が契約書に記載された事業場所に整備する野々市小学校及びその附帯施設の総称をいう。
- (8) 「工事着手予定日」とは、乙が本施設等の建設工事等に着手する予定日をいう。
- (9) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む本町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (10) 「サービスの対価」とは、契約に基づく事業者の債務履行に対し、別紙4に記載する「サービスの対価の支払い方法」に従って本町が支払う対価をいう。
- (11) 「施工計画書」とは、事業者が作成予定の本施設等の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (12) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設等の完成に係る一切の書類をいう。
- (13) 「利用者等」とは、児童、教職員、施設利用者及び関係者をいう。
- (14) 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- (15) 「維持管理業務計画書」とは、契約関係書類に従い、事業者が事業年度毎にあらかじめ作成する本施設等の維持管理業務の計画に係る書類をいう。
- (16) 「業務開始予定日」とは、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務それぞれについて、事業者の提案に基づいて本町が決定した日をいう。
- (17) 「供用開始予定日」とは、平成23年4月1日とする。ただし、校舎及び屋内運動場については平成22年9月1日より供用開始するものとする。



- (18) 「契約解除等における支払い条件」とは、第 65 条から第 68 条に規定する甲の支払いのうち、契約書に定める支払いスケジュールを変更することにより必要となる利息相当額を含む具体的な支払い時期、支払い方法をいう。

## 別紙 2 モニタリング及びペナルティの考え方（第 51 条、第 59 条、第 65 条関係）

### 1 モニタリングの基本的考え方

本町は、本町が支払うサービスの対価に対して事業者が実施する業務が適切に遂行されているか確認することを目的として、モニタリングを行う。

#### （1）モニタリングの項目

本町は、以下の各段階において、事業者の実施する業務のモニタリングを行う。

本施設等の設計及び建設段階におけるモニタリング：第 14 条・第 25 条関係  
事業者提案及び本契約に基づき、本施設等の設計及び建設・工事監理業務が適切に行われているかをモニタリングする。

本施設等の維持管理段階におけるモニタリング：第 50 条・第 51 条関係  
本施設等の維持管理業務が、適切に行われているか、サービスの提供方法や利用者の満足度等を調査するとともに、本施設等の利用が可能である状態をモニタリングする。維持管理段階におけるモニタリングは、以下の 2 つの視点について実施する。

- a) 本施設等の利用可能状態の把握。
- b) 要求サービス水準を満たしていることの確認。

#### （2）モニタリングの方法

本町は、設計・建設段階における本町自らの立ち会い又は確認、事業者から提出された定期的な報告、又は維持管理段階における通常業務報告書及び随時業務報告書により、施設利用可能状況の把握及び要求サービス水準を満たしていることの確認を行う。さらに、通常業務報告書及び随時業務報告書記載事項の事実の確認を行う。

### 2 ペナルティの基本的考え方

本町は、維持管理段階において、事業者が実施する業務に支障があると判断した場合には、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービスの対価のうち、該当する業務に相当する金額を減額する。

#### （1）ペナルティ対象事象

事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部又は一部が利用できない場合。

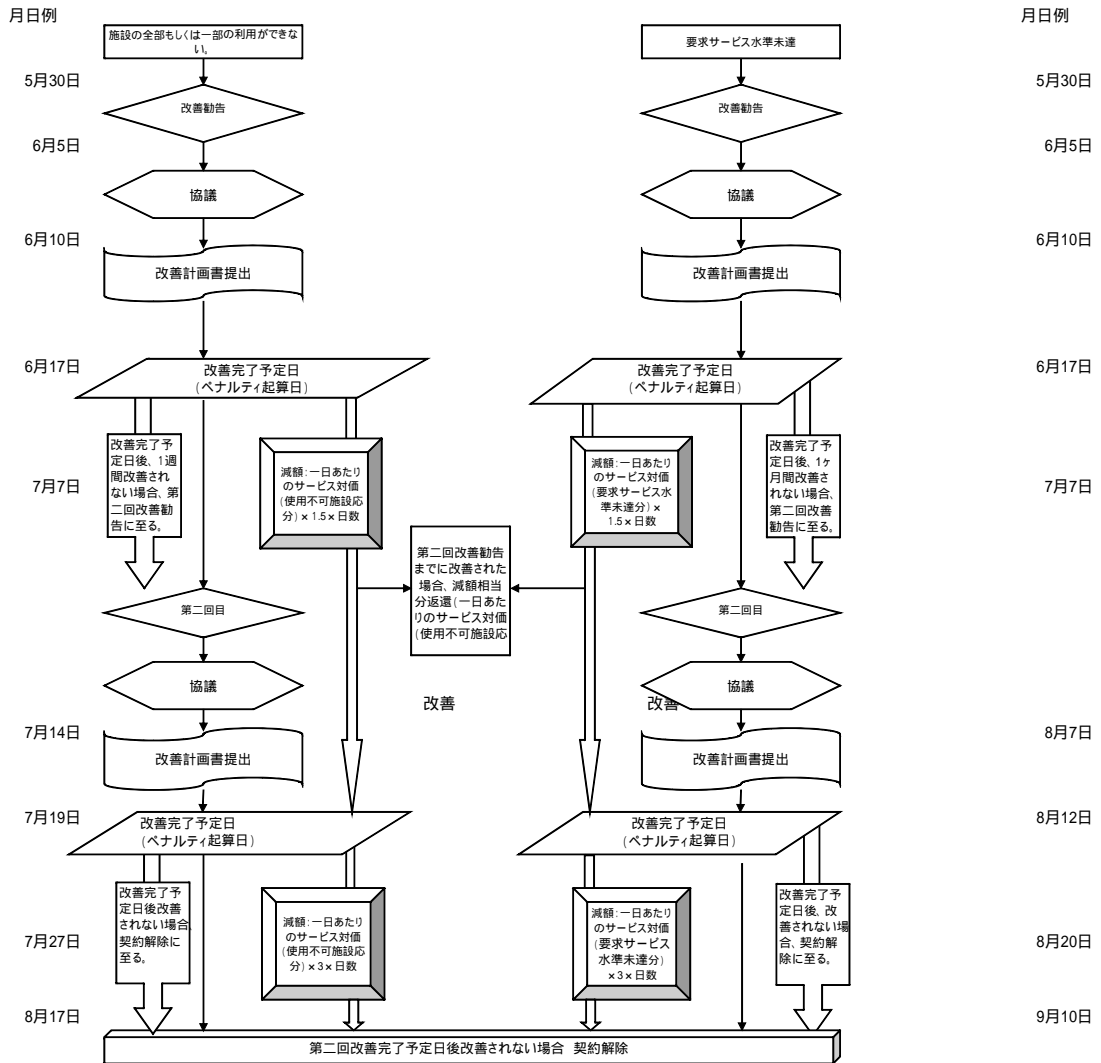
事業者の責めに帰すべき事由により、要求サービス水準が達成されない場合。

#### （2）ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービスの対価の減額

モニタリングにより、ペナルティ対象の事象が判明した際に、本町は、事業者に対して改善勧告を行う。

事業者は、本町と協議のうえ、事実確認に基づき改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。

ペナルティ対象の事業、状況毎に、本町と事業者との協議のうえ、決定した改善完了予定日（図1に記す）を経過したにもかかわらず改善されない場合には、維持管理業務のサービスの対価の減額に至るものとする。



次年 2月17日

次年 3月10日

図1 モニタリング及びペナルティの考え方

### 別紙 3 建設及び維持管理業務期間中の保険（第 33 条、第 55 条関係）

事業者は、本施設等の建設及び維持管理期間中、下記に記載する保険に加入する、又は建設工事の請負人、維持管理業務の受託者に加入させなければならない。

表 1 建設及び維持管理期間中の保険

期間	保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
建設期間	工事契約履行保証保険	工事受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は請負人	本町又は事業者
	請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 交叉責任担保、管理財物担保	請負人	本町、事業者、請負人、 下請負人
	建設工事保険 (火災、地震等)	工事目的物の損害を担保 (戦争・元・放射能以外は除く)	請負人	本町、事業者、請負人、 下請負人
維持管理期間	維持管理業務契約履行保証保険	維持管理業務受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は維持管理業務の受託者	本町又は事業者
	維持管理業務業者賠償責任保険	施設全体の維持管理業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害 及び訴訟費用等 管理財物に対する賠償も担保	維持管理業務の受託者	事業者、維持管理業務の受託者

(保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。)

上記以外の保険については、事業者の提案により、本町と協議のうえ、決定するものとする。

第 34 条 1 項 (1) 号 ~ (4) 号により対応した場合は不要

第 56 条 1 項 (1) 号 ~ (4) 号により対応した場合は不要

## 別紙 4 サービスの対価の支払い方法（第 39 条、第 57 条関係）

### 1 サービスの対価の構成

事業期間中、本町が事業者に支払うサービスの対価は、設計及び建設工事等業務のサービスの対価、維持管理業務のサービスの対価から構成される。それぞれの対価項目は、以下のとおりである。

表 2 サービスの対価の構成

	項目	内訳	内訳に含まれる費用
設計及び建設工事等業務のサービスの対価	(1) 施設整備費	ア 施設費 (a) 一時支払金 (b) 割賦原価	調査・設計費、建設工事費（什器・備品等設置費、付帯設備工事、既存施設の解体工事、造成工事に係る費用を含む。）、工事監理費、確認申請等の手続きに要する諸費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中利息、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用
		イ 割賦手数料	基準金利 + 事業者の提案スプレッドに基づく割賦利息相当額
		ウ 消費税等	「ア 施設費」に賦課される消費税及び地方消費税
維持管理業務のサービスの対価	(2) 維持管理業務費	エ 維持管理費	建築物保守管理費、建築設備等保守管理費、什器・備品等保守管理費、外構等維持管理費、環境衛生・清掃費、保安警備費、長期修繕計画作成費等
		オ 消費税等	「エ 維持管理費」に課税される消費税及び地方消費税
	(3) その他の費用	カ その他費用	事業者の運営費、保険料、監査費用、法人税、法人住民税等法人の利益に対して賦課される税金 事業者の税引後利益（株主への配当等の原資等）
		キ 消費税等	「カ その他費用」に賦課される消費税及び地方消費税

#### 設計及び建設工事等業務のサービスの対価

設計及び建設工事等業務のサービスの対価は、施設建設に必要な一切の費用からなる施設費と、施設整備費を本町が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料からなるものとする。

割賦手数料の算出にあたっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利鞘（スプレッド）に基づく割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、校舎及び屋内運動場分を平成 22 年 7 月 31 日（部分引渡し予定日）の 2 営業日前、残り分を平成 23 年 1 月 31 日（最終引渡し予定日）の 2 営業日前の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）として Terelate17143 ページ（又はその後継もしくは代替ページ）に掲載されている 6 箇月 LIBOR ベース 10 年物（円/円）金利スワップレートとする。提案提出時に使用する基準金利を 2.3 パーセントとする。

#### 維持管理業務のサービスの対価

維持管理業務のサービスの対価は、維持管理業務に要する費用とその他の費用からなる。事業者は提案書の作成にあたり、これらの業務等に関する費用を積算すること。

なお、維持管理業務のサービスの対価については、別紙 5 に記載する「サービスの対価の改定方法」に示した改定及び別紙 2 に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、原則として、毎支払時に同額が支払われるものとする。

2 支払い金額及び支払いスケジュールについて

サービスの対価の支払い金額及び支払いスケジュールについては、以下の各表に記載のとおりとする。

表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール（円）

支払時期 (請求年月)	ア割賦元本	イ消費税及び 地方消費税 相当額	ウ割賦利息 (非課税)	工税抜計 (=ア+ウ)	オ税込計 (=ア+イ+ウ)
平成 22 年 9 月	2,183,770,000	109,188,500	0	2,183,770,000	2,292,958,500
平成 23 年 3 月	133,581,000	6,679,050	0	133,581,000	140,260,050
平成 23 年 5 月					
平成 23 年 11 月					
事業期間合計	カ	キ	ク		コ



表4 維持管理業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール(円)

期間	サ維持管理等業務のサービスの対価	シ消費税及び地方消費税相当額	ス税込合計(=サ+シ)
セ平成22年度分計(引渡し日から平成23年3月までの請求分)			
うち平成22年11月支払い分			
うち平成23年5月支払い分			
ソ期額(平成23年4月~平成38年3月の期間における6箇月分)			
タ年額(=ソ×2)			
チ事業期間合計(=タ×15+セ)	ツ	テ	ト

### 3 支払方法

設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について

本町は、本施設等の引渡しを受けた後、設計及び建設工事等業務のサービスの対価について、事業者からの請求手続きを経て、平成22年9月に第1回目(校舎及び屋内運動場分の国庫補助金等相当額、地方債、一般財源)、平成23年3月に第2回目(プール及び屋外運動場分の国庫補助金等相当額、地方債、一般財源)の一時支払金の支払いを行い、平成23年5月末日から平成37年11月末日まで年2回の割賦方式(5月、11月)により均等にて支払うこととする。なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者に発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は本町の負担とする。

維持管理業務のサービスの対価の支払方法について

本町は、事業者からの請求手続きを経て、維持管理業務のサービスの対価について、平成22年11月末日を第1回、平成23年5月末日を第2回とし、以降、平成38年5月末日まで年2回支払うこととする。

## 別紙 5 サービスの対価の改定方法（第 58 条関係）

- 1 本施設等の設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方
  - ・本施設等の設計及び建設工事等業務のサービスの対価（初期投資費用）に係る割賦金利については、金利変動に基づき 10 年後に改定を行う。
  - ・割賦金利の適用金利は基準金利に事業者の提案するスプレッド（ . パーセント）を加算した率とする。
  - ・基準金利は、校舎及び屋内運動場分を平成 22 年 7 月 31 日（部分引渡し予定日）の 2 営業日前、残り分を平成 23 年 1 月 31 日（最終引渡し予定日）の 2 営業日前の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）として Terelate17143 ページ（又はその後継もしくは代替ページ）に提示されている 6 箇月 LIBOR ベース 10 年物（円/円）金利スワップレートとする。
  - ・金利変動に基づく割賦金利の 10 年後の改定については、基準金利を 10 年後に見直すこととし、基準金利の改定は平成 33 年の 1 月 31 日の 2 営業日前の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）として Terelate17143 ページ（又はその後継もしくは代替ページ）に掲示されている 6 箇月 LIBOR ベース 10 年物（円/円）金利スワップレートとする。
  - ・各回毎の支払金額については、事業期間を通じた元利均等返済として、未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いた改定を行うこととして別途定めるものとする。
- 2 維持管理業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方
  - ・維持管理業務のサービスの対価（公租公課を除く）については、本事業契約等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとする。
  - ・改定方法については、毎年 8 月の「企業向けサービス価格指数：物価指標統計月報・日銀調査統計局」を用い、前年（初回の改定時に対しては平成 19 年）の 1～12 月の指数の平均値と比較して 3.0 パーセント以上の差が生じた場合、あるいは、初回もしくは前改定年度から累積で 3.0 パーセント以上の差が生じた場合、表 5 に定める指標に基づき次年度分のサービスの対価の改定を行う。
  - ・各年度の維持管理業務のサービスの対価は、次式によって表されるものとする。

$$P(t) = Ps(t) \times CSPI(t - 1) / CSPIs$$

< 凡例 >

P(t)： t 年度（t 年 4 月～翌年 3 月）のサービスの対価

Ps(t)： t 年度のサービスの対価に関する事業者の提案価格

CSPI(t - 1)：(t - 1)年の 8 月の企業向けサービス価格指数（Corporate Service Price Index）

CSPIs： 前年（初回の改定時に対しては平成 19 年）あるいは前改定年度の 1～12 月の企業向けサービス価格指数（Corporate Service Price Index）の平均値

改定率（CSPI(t - 1)/CSPIs）に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、CSPIs の詳細については前項のとおりとする。

- ・技術革新等により維持管理業務に係る費用が著しく縮減する場合には、本町及び事業者の協議により改定するものとする。

表 5 改定に用いる指標

業務の区分	該当する業務の内訳	使用する指標
維持管理業務	建築物保守管理業務 建築設備等保守管理業務 什器・備品等保守管理業務 外構等維持管理業務 環境衛生・清掃業務 保安警備業務 長期修繕計画作成業務	「企業向けサービス価格指数」- 建物サービス (物価指数統計月報・日銀調査統計局)
その他これらを実施するうえで必要な関連業務		「企業向けサービス価格指数」- 諸サービス (物価指数統計月報・日銀調査統計局)